

令和5年度登米市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「法」という。）の本旨を達成するため、本市における障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 方針の適用範囲

本方針は、本市の指定管理施設を含む全ての組織・施設を対象とする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

本市において調達の対象となる障がい者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。（可能な限り、市内の障がい者就労施設等から調達することとする。）

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等

【障害福祉サービス事業所等】

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業等

【企業等】

- ア 障害者雇用促進法の特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所（※）
 - ※①障がい者の雇用数が5人以上
 - ②障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障がい者に占める重度障がい者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障がい者等

【在宅就業障がい者等】

- ア 在宅就業障がい者（在宅等において物品の製造、役務の提供の業務を自ら行う障がい者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達する物品等

本市が障がい者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。（下記に記載のないものであっても、調達可能な物品、役務であれば対象とする。）

(1) 物品

紙製品、記念品、食品類、垂れ幕・看板、花苗、縫製品等、木製家具等、印刷、その他

(2) 役務

クリーニング、リネンサプライ、情報処理サービス、公園・建物の清掃、除草、その他

6 調達目標

本市における令和5年度の障がい者就労施設等からの調達は、物品及び役務のそれぞれについて、令和4年度に障害者就労施設等から調達した実績を上回ることを目標とする。

7 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品、役務について、福祉事務所生活福祉課から本市各部署に対し情報提供し、障がい者就労施設からの優先調達を依頼する。
- (2) 障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を本市各部署において十分検討する。
- (3) 障害者就労施設等から物品を調達しやすい環境を整えるため、障害者就労関係組織及び障害福祉サービス事業所共同受注窓口等との連携を検討する。
- (4) 登米市契約規則（平成17年規則第41号。以下「規則」という。）第22条に定める随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）ができる限度額を超える物品等の調達に関しては、規則第22条の2の規定を積極的に活用する。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績は翌年度の5月までに概要を取りまとめ、市のホームページ等により公表する。

9 調達方針に関する担当窓口

この調達方針の担当窓口は、福祉事務所生活福祉課とする。